

平成24年9月19日（水曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

會計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
總務課長	佐藤 德憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
町民稅務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課參事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
綜合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
綜合支所町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長 兼總務課長	横山 孝明 君
總務課課長補佐 兼總務法令係長	男澤 知樹 君
總務課主幹兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育總務課長	芳賀 俊幸 君
生涯學習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	佐藤 德憲 君
-------	---------

農業委員会部局

事務局長	高橋 一清 君
------	---------

事務局職員出席者

事務局 長

阿部 敏 克

次長兼総務係長
兼議事調査係長

佐藤 孝 志

議事日程 第5号

平成24年9月19日(水曜日)

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 陳情 9の5 南三陸町防災対策庁舎の早期取り壊しに関する陳情書
- 第 4 議案第94号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第95号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第96号 工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第97号 工事請負契約の締結について
- 第 8 報告第 5号 平成23年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について
- 第 9 報告第 6号 平成23年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について
- 第10 認定第 1号 平成23年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第 2号 平成23年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 3号 平成23年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 4号 平成23年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 5号 平成23年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 6号 平成23年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 7号 平成23年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第17 認定第 8号 平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

第18 認定第 9号 平成23年度南三陸町水道事業会計決算の認定について

第19 認定第10号 平成23年度南三陸町病院事業会計決算の認定について

第20 認定第11号 平成23年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定に
ついて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

定例会5日目でございます。本日もよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において1番千葉伸孝君、2番高橋兼次君を指名いたします。よろしくお願いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会にお手元に既に配付しておりますとおり、陳情1件が追加して提出され、これを受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 陳情9の5 南三陸町防災対策庁舎の早期取り壊しに関する陳情書

○議長（後藤清喜君） 日程第3、陳情9の5南三陸町防災対策庁舎の早期取り壊しに関する陳情書を議題といたします。

お諮りいたします。陳情9の5については、東日本大震災対策特別委員会に付託して審議することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、陳情9の5については東日本大震災特別委員会に付託して審査することに決しました。

日程第4 議案第94号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第4、議案第94号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- 議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- 町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第94号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は東日本大震災により被災した田の浦漁港及び石浜漁港の物揚げ場復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。
- 建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第94号についてご説明申し上げます。

議案関係参考資料の116ページをお開き願いたいと思います。

工事名、工事場所につきましては、記載のとおりでございます。

工事概要ですが、工事内容は物揚げ場の復旧工事になります。

工事箇所2カ所ございますので、それぞれご説明申し上げます。

田の浦漁港物揚げ場復旧工事、延長が154.9メートル、両側の取り付け護岸が114.1メートルでございます。石浜漁港、同じく物揚げ場の復旧が122.6メートル、護岸港の復旧が33.1メートルでございます。

117ページをお開き願いたいと思います。

田の浦漁港の施工の平面図が載っております。赤く着色している部分が、今回施工する箇所になります。記載のとおり、全面の物揚げ場が154.9メートルございます。それから、左右に53.8メートル、それから61メートルの取り付け護岸がございまして、合わせまして114.1メートルでございます。

118ページをお開き願いたいと思います。

石浜漁港の工事箇所の平面図でございます。工事箇所2カ所ございます。1カ所目、既存の防波堤の部分、南側の防波堤の部分でございますが、物揚げ場の復旧が51メートル、それから取り付け護岸といたしまして7.2メートルと2.5メートル、合わせまして9.7メートルの工事になります。

119ページをお開き願いたいと思います。

2カ所目でございます。物揚げ場が71.6メートル、それから取りつけ護岸といたしまして17.4メートル、それから6メートルの、合わせまして23.4メートルになります。石浜地区2カ所合わせまして、物揚げ場が122.6、取りつけ護岸といたしまして33.1メートルでございます。

129ページに標準断面が載っておりますので、ごらんになっていただきたいというふうに思います。物揚げ場の復旧工事に関しましては、これまで同様、前面に1メートルの腹づけをいたしまして、沈下量に相当する分をかき上げするという工事になっております。

以上で概要説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 11番。工事請負契約の締結についてであります。

以下4案、同内容において契約書が提示されておるわけでございますけれども、この契約書の中に工事施工期間の明示がないわけでありまして。参考資料には、契約締結日の翌日から3月25日までといった内容は書かれておりますけれども、契約書を取り交わすに工事期間の明示は必要ないのかどうかですね。伺います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当然、契約書でございますので、工事名、工事場所、請負金額、それから工期というような表示になります。今回は議案でございますので、必要部分の記載という形でご提示を申し上げますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 今回は議案だからということでありましてけれども、この工事内容等に疑義を挟むわけではございませんけれども、問題は工期であろうなところ思うわけですね、心配事は。この先、3月25日までの工期内に、果たしてすべての漁港が皆でき上がればいいかなと思うわけでありまして。さらに、その期間は、これから浜は一番忙しい時期であって、ワカメの生産期にも入るということで、浜の混乱が予想されるわけですね。そうしたときに、この工期の、いわゆる繰り越しとか繰り延べとかが考えられて最初からやるわけではないんでしょうけれども、その工期内のやりくりにおいて、漁港内の漁師さん方の利用する場所が違ってくるのかなというようなことが、十分考えられるわけですね。そうしたことから、工期というものが、大変これまでの工事と違って重要性があるということなんです、浜におきま

しては。どのような工事内容かは明示されてあるわけですがけれども、その辺のところの漁師さんとのやりくりといいますか、工期内に工事は仕上げなければならない、漁師さんのいわゆる生産活動も十分保障してやらなければならないというようなことになりますと、なかなか苦しいところが出てくるのかなと。

港内には漁船も係留してあるわけですから、それらの移動ということも出てくるということからしますと、一番苦しい時期に工期が入っておるわけですね。この辺のところは、建設課長、どのように考えますか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議員が心配するとおりだと思います。それで、これまでも既存の契約をした部分で、地域の皆様と色々なお話し合いをさせていただいております。その中で、昨年度応急で20メートルほどの物揚げ場の復旧工事の実施をしております、現在使用していると思うんですが、その部分については当面工事期間であっても、その部分は工事を一番最後にして、水揚げ場所を使っただくと。

それと、今回の工事もそうですが、100メートルとかそういう長い延長があるわけでありませけれども、一度に施工というのは多分無理だと思います。例えば、20メートルスパンとかそういうブロック割をして施工していくものというふうに考えておりますけれども、当然すべての工事が終わってから使用ということではなくて、段階検査等をさせていただきまして、出来高を確認した部分についてはその都度使用させていただきたいというふうに考えてはおります。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 予算は、単年度の執行原則でありますから、3月25日は最終のぎりぎりのラインだと思うんでありますけれども、それまでにいわゆる懸念されるといいますか、建築資材等が本当に間に合って工事ができるのかという点も、疑問視される点がございます。さらに、漁師さんの中から、どうせ間に合わないんだったら、何も工期にこだわらずに繰り越してもいいのではないかという話まで出てくる。そうすれば、我々が助かるという話まであります。ですから、私が3月25日というこの期限の明示にこだわるわけであります。その辺のところを厳しく、従来どおりやっぱり25日までに決めなければならないんだらうなと思うんですが、その辺のところはいかがですか。もう1回。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今、議員がおっしゃったとおり、単年度で決めるというのは原則で

ございますので、担当の課といたしましては年度内完成を目指して進むということで考えております。

ただ、今後、地域の皆様といろいろなお話しをさせていただきながら工事を進めますので、その中でいろんな意見が多分出ると思います。それはそれで、また工事のほうに反映させながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） おはようございます。2番です。

前者に引き続き、私もその工事期間、来年の3月25日ということでございますが、この期間内に、課長の説明ではできるだけ終わるように頑張るといようなこととございますが、その辺心配しているわけでございますが、先般報道によりますと、生コンが大分不足してきたといようなことで、今回4件あるわけでございますが、そのほかにも引き続き締結がなされるものとそういう解釈をしているわけですが、その生コン不足、これは業者が確保すべきものではあります、町としてはこういうことによって工事が遅れるといような、懸念することはどう考えているのかですね。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分、工事が一時期に集中するということとございますので、当然生産能力を上回る需要があるものというふうには考えております。そのために、気仙沼土木事務所管内でその辺の需給調整といえますか、会議を持ちまして、なるべくそういう逼迫した状態にならないようにということで、今対策を検討しているということとございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 各方面で、いろいろとこれから先のことを考えているかとは思いますが、それにしても大分不足するのではないかといようなことで動いているようでございます。こういう、今さっき言いましたように、生コンの確保は業者の仕事ではございますが、行政としてあるいは県とつなぎ合わせながら、バックアップするといえますか、不測の事態に陥らないような方法を講じられないものなのか、その辺をどう考えておりますか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほど言いました土木事務所管内、気仙沼土木事務所管内でございますけれども、その需給対策の会議がございまして。そこで、まだ方針が決定していませんのではっきりしたことはちょっと申し上げられませんが、管内によってはその需給の状況がかなり違います。生コンを例にとれば、かなり生産にまだ余裕がある地区もござい

すし、今後そういう状況になれば他の地区との協議といたしますか、そういう協力要請も多分必要になってくるものというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 大分、この業者によりましても確保の状況というものに差がついているようでございますので、我が町が発注する工事においては、こういうことによって遅れが生じないようにさまざまな方面に働きかけ、そしてまた調整して進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 議事運営上でちょっと質問したいと思うんです。確認といたしますか。

この前者の質問は、この議案書の中に工期を明示しなくてもいいのかという質問なんです。これは、総務課長になるかと思うんですが、要するに例えば工期延長願ひ、何かの理由で延びたと。すると、議決対象になるのかという問題が生じてくるわけですよ。議案書にはない、参考資料にはあるから、議決対象外だということになることもあるわけですよ。ですから、この議案書の中に、工期というのは明記しなくてはならないのではないのかという質問も含めていたんだと思うんです、前者の質問はね。だから、その辺はどうなんですかね。工期というものを議案書の中にうたわなくてもいいのかどうか。

それから、例えば延長した場合に、工期内に終わらない場合に、延長した場合に、議決の対象にならなくてもいいのかということをもつて。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） まずもつて、その議案のいわゆる提出の仕方ですが、行政実例ではいわゆるこの四つの項目ですね。契約の目的、それから方法、金額、相手方、これがいわゆる工事請負契約の議案としての議決事項と。これ以外については、議決事項ではないとそういった行政実例でございます、これまでも工事請負についてはこういった四つの区分で提案をさせていただいております。

それから、変更でございますが、いわゆるこの議決いただいた事項で変更が生じれば議会の議決対象ということになります。したがって、契約金額、あるいは相手方はないと思っておりますけれども、こういった契約金額が変更になれば変更の議案の提出をさせていただくと、そういったいわゆる扱いといたしますか、内容になってございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 以前にもこの質問をしまして、そういう答弁をもらっているんです。

ただ、今話しを聞いていますと、この議案の中にも工期というものを打ち出すんだと。ただ、議案だから出さないんだみたいな話があったから、それで確認をしたんですが、その実例と
いいですか、旧歌津では工期まで議決の対象にしたんですよ、ここに出しましてね。南三陸
になつたらいいものですから、そうなってくるとこの工期が延びても議決の対象にならない。
誰が、どこで、どういうふうなチェックをするんだということにもなってくるわけなんです
よね。だから、今後はやはりそういったことも必要なのかなという感じがするんですが。

実例といっても、これは完璧にそうでなくてはならないというものではないかと思うんです
よね。凡例ではないですからね。ですから、一応指導という形でやられているかと思うんで
すけれども、そういった工期というものも、今後やっぱり検討していく必要があるのかなと
いう感じがしますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 地方自治法には、こういった項目を議決の対象としなさいというこ
とは載っていないんです。それで、いわゆる行政実例では4項目と。これは、我々にとって
は手引きでございますし、それをもとに財政運営なり行政運営をしているわけございまし
て、凡例ではございませんが、それに近い形でこれらを参考にして各種の議案、そういった
ものも提出させていただいておりますので、この実例等については今後もそういった形で参
考にさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今後も検討する余地もなく、このままでいくという解釈でよろしいです
か。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 過去の旧町時代はよくわかりませんが、多分広域等について
もこういった4項目でございますし、県内の自治体においても、多分そういった形で4項目
の議案として提出をさせていただいていると思います。

各市町のそういったものを調べることは可能でございますけれども、もしそういう要望が多
いということであれば、県内の自治体のそういう議決案件、項目等について調査をさせてい
ただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第94号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第95号 工事請負契約の締結について

○議長(後藤清喜君) 日程第5、議案第95号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第95号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は東日本大震災により被災した稲淵漁協、館浜漁港及び寄木漁港の物揚げ場復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長(三浦 孝君) それでは、議案第95号についてご説明を申し上げます。

議案関係参考資料の120ページをお開き願いたいというふうに思います。

工事名、工事場所については、記載のとおりでございます。

工事概要、物揚げ場の復旧工事になります。

3カ所ございますので、それぞれ読み上げさせていただきます。

稲淵漁港物揚げ場、延長が56.1メートル、取り付け護岸が7メートルでございます。館浜漁港、物揚げ場70.1メートル、護岸港が42.8メートルでございます。寄木漁港、物揚げ場が142.5メートル、護岸が5メートルでございます。

21ページをお開き願います。

稲淵漁港平面図が載っております。赤く着色した部分が、今回の施工箇所になります。ちょっと図面が見にくいんですけども、大きい部分の下側が海になります。物揚げ場が56.1メートル、それからちょうど図面でいいますと右側になりますけれども、7メートルの取り付け護岸がございます。

122ページをお開き願いたいと思います。

館浜漁港の平面図が載っております。ここも、赤く着色した部分が今回の施工箇所になります。ちょうど、左下の部分が海側になりまして、物揚げ場が70.1メートル、それからちょうど西側になりますけれども、取り付け護岸が42.8メートルの施工になります。

123ページをお開き願いたいと思います。

寄木漁港の平面図が載っております。同じく、赤く塗った場所が今回の施工箇所になります。物揚げ場142.5メートル、取り付け護岸、ちょうど右側になりますけれども5メートルでございます。

復旧工法につきましては、先ほどと同じで、129ページに標準断面が載っております。前面1メートル腹づけをいたしまして、沈下量に相当する分をかさ上げするという工事内容でございます。

以上で概要説明を終わらせていただきますので、よろしくどうぞお願いをいたします。

- 議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番高橋兼次君。
- 2番（高橋兼次君） 3個の締結についてであります。この3個のうちの寄木漁港について関連ですが、漁港の取り付け道路。震災前は川を渡って行ったんですが、今水門が相当破壊されておるわけですが、この道路は今後どう取りつけていくのか、その辺の計画があればお願いします。
- 議長（後藤清喜君） 建設課長。
- 建設課長（三浦 孝君） ご質問のとおり、被災前は水門がございまして、そこに進入路が設置されておりました。残念ながら、震災によりまして水門、それから取り付け部分、すべて被災をしております、大きく迂回をしているという状況でございます。

それで、先般、地区のほうからも仮設の復旧をとという要望が来ております。この分につきましては、当然工事車両の進入路確保ということもございまして、今回工事の実施に伴いまして施工業者のほうと、その辺の確保について協議をしてみたいというふうに考えてお

ります。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） その際、水門もちよっと関連してくるのかなと思うんですが、水門等はこれから修復、改修等々のその工事というのは、計画はまだ立っていないんですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 国の査定におきまして、水門の事業の認可を受けております。ただ、前後に防潮堤がございますので、現在防潮堤の設計作業を進めております。その中で、位置、それから規模等の決定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第95号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第96号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第96号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第96号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は東日本大震災により被災した滝浜漁協の船揚げ場復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第96号についてご説明を申し上げます。

議案関係参考資料の124ページをお開き願いたいと思います。

工事名、工事場所については、記載のとおりでございます。今回の復旧工事は、船揚げ場の復旧工事になります。延長が、85.5メートルでございます。

125ページに平面図が載っておりますので、お開き願いたいと思います。

赤く着色した部分が、今回の施工箇所になります。延長といたしまして、2カ所ありますけれども、合わせまして85.5メートルでございます。

126ページに、標準断面が載っております。被災前の同じ位置に、沈下量に相当する分をかさ上げして、同程度のものの復旧をするという工事内容でございます。

以上で概要説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第96号を採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第97号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第97号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第97号工事請負契約の締結についてをご説

明申し上げます。

本案は東日本大震災により被災した藤浜漁協の物揚げ場復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第97号につきましてご説明申し上げます。

議案関係参考資料の127ページをお開き願いたいと思います。

工事名、工事場所につきましては、記載のとおりでございます。工事概要といたしまして、今回は物揚げ場の復旧工事になります。物揚げ場の復旧延長といたしまして、124.9メートルでございます。取りつけ護岸といたしまして、56.3メートルになります。

128ページをお開き願いたいと思います。

平面図が載っております。赤く着色した部分が、今回の施工箇所になります。2カ所ございます。1カ所目でございますが、左側になります物揚げ場が76.5メートル、それから取りつけ護岸といたしまして56.3メートルでございます。それから、もう1カ所、小藤浜と呼ばれる箇所に突堤式の物揚げ場がございます。延長が48.4メートルでございます。2カ所合わせまして76.5メートルと48.4メートルで、124.9メートルが物揚げ場の復旧工事の延長になります。

復旧工法でございますが、これまでどおり129ページに標準断面が載っております。1メートル腹づけをいたしまして、沈下量に相当する分をかさ上げするという工事内容でございます。

ただ、小藤浜の突堤につきましては、腹づけは行わないで、これまでの幅の中でかさ上げ工事のみの施工となっております。

以上で概要説明を終わらせていただきます。よろしくどうぞお願いをいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 大変、漁民が待ち望んでいました漁港の復旧工事ということで、今回は7漁港ですか。そして、過日行われました臨時議会では、たしか拠点漁港を主としてあれも、5漁港ぐらいでしたかね。残りの漁港はどれぐらいになっていますでしょうか、まだ入

札に付していない。

それと、こういった復旧工事の優先の順位といたしますか、どうも偏ったところだけが、町道の改修舗装工事等であったり、河川工事であったり。どうもこう偏って進んでいって、早いのが悪いというわけではありませんが、遅れていくところはどんどん遅れているような感じがしますが、その辺どのような状況の中でそのように進んでいるのか伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって、発注の予定でございますけれども、残っています5カ所につきましては10月に入札にかけたいというふうに考えておりまして、現在作業を進めているという状況でございます。

それから、発注の優先順位といたしますか、順番のことでございますけれども、それぞれ査定が終わりまして、業者のほうに詳細設計を委託しているという状況の中で、例を挙げますと、長清水につきましては、国道398号線の改修といたしますか、復旧計画との折り合いが、調整がまだついていないという部分がございます、遅れていると。そのほかの部分につきましても、それぞれ調整が遅れたという部分がございます、発注がちょっと伴って遅れているという状況でございます、作業はとにかくコンサルのほうから詳細設計が上がってきたら、早急に積算をして工事発注をするということで、そういう基本的な考えのもとに進めております。

ただ、詳細までに至る間に、土木事務所であったり、ほかの関係する部分との協議がございます、それがなかなか決まらない部分がちょっと遅れているという状況でございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） わかりました。一日も早い復旧を望んでいるわけでありまして、事務的な部分での多分作業が遅れているということだろうと思いますので、ひとつ全体を急いで早めるように努力をしていただきたいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第97号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 報告第5号 平成23年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について

日程第9 報告第6号 平成23年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について

○議長（後藤清喜君） 日程第8、報告第5号平成23年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について、日程第9、報告第6号平成23年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について。

お諮りいたします。以上2案は関連がありますので一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第5号平成23年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について、並びに報告第6号平成23年度決算に基づく南三陸町資金不足比率についてをご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成23年度決算における財政の健全性に関する比率を算定し、本町監査委員の審査に付しましたので、別冊の平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を添えて報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、細部説明をさせていただきますが、この健全化判断比率

でございますけれども、ただいま町長申し上げましたように、地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのが平成18年に整備されまして、平成19年度決算から議会にそれぞれ実質赤字比率を含めて四つの指標を報告すると。報告することによって、財政が破綻しないうちに、健全化に向けてそれぞれ努力しなければならないというような法のもとに、この報告をいたすものでございます。

それで、赤字比率から将来負担比率まで4項目でございますけれども、この中段の早期健全化基準というのがございまして、これはいわゆる黄色信号、財政がもう黄色ですよというような、いわゆるイエローの基準でございます。それから、財政再生基準、下段でございますが、これについては赤信号ということで、いわゆる昔の再建団体の指定になるとそういった内容のものでございます。

4項目それぞれご説明申し上げますが、実質赤字比率、これにつきましては、一般会計のことでございますが、今回黒字決算でございますので、赤字は発生していないということで、健全化判断比率にはハイフン表示というようになります。いわゆる赤字は発生していないと。

それから、次の連結実質赤字比率でございますけれども、これは一般会計を含めて11の会計すべてを合計いたしまして、赤字が発生しているかどうかというものでございまして、これは11会計すべて合計いたしましても赤字は発生をしておりませんので、いわゆるハイフン表示ということでございます。

それから、実質公債費比率、いわゆる公債費に要した一般財源の額が標準財政規模に占める割合でございますけれども、昨年度は14.2でございました。昨年度は14.2、本年度は13.3でございまして、0.9ポイント改善されたという表現が適正かどうかわかりませんが、低くなってございます。この要因でございますけれども、この分母が標準財政規模になりますし、分子が公債費等の額でございますけれども、その公債費が少なくなったということで0.9ポイント少なくなってございますけれども、その要因は22年度に土地開発公社等の額を繰り上げ償還しております。そういうことで、公債費及び公債費に準ずる額が減少したということで、昨年度より0.9ポイント改善されているとこういった内容でございます。

それから、将来負担比率、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の割合でございますけれども、これも昨年度は75.3でございました。したがって、19.9ポイント改善されているということでございます。これも、分母が標準的な財政規模でございまして、分子が公債費から充当可能財源を引くわけでございますけれども、その充当可能財源、いわゆる財政調整基金が6億円ほどふえていますし、復興基金が3億円ほどふえてございます。したがって、公債

費からこの額を引きますと分子が小さくなると。いわゆる、将来実質負担すべき額が少なくなったということで、19.9ポイント改善、改善という表現はおかしいんですが、少なくなったとこういった内容でございます。

それから、12ページの資金不足比率でございますけれども、それぞれ企業会計ごとの資金不足が発生した場合の比率でございますが、ごらんのように資金不足比率が発生してございませんので、すべてハイフン表示ということでございます。公営企業、法適用と非適用、両方ございますが、非適用の場合には一般会計と同じ赤字が発生した場合には、ここに資金不足比率が出てまいりますし、公営企業の法適用会計については、いわゆる不良債務が発生した場合に、ここに資金不足比率が出てまいります。いずれも6会計、そういった不足比率が発生してございませんので、本年度はマイナス表示ということで報告をさせていただきます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 次に、監査委員より平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書が提出されております。

職員をして意見書を朗読させます。なお、朗読は必要部分のみといたします。監査事務局。

○監査委員事務局長（阿部敏克君） それでは、別冊でお手元に配付しております平成23年度決算に基づく健全判断比率及び資金不足比率審査意見書の、1枚めくっていただきたいと思っております。

南三監第31号、平成24年8月31日、南三陸町長、佐藤 仁殿。

南三陸町監査委員、首藤勝助。

南三陸町監査委員、三浦清人。

平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足の比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり提出する。

次の1ページ目をお開き願いたいと思っております。

平成23年度決算に基づく健全化判断比率審査意見。

審査の概要。この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

審査の期間は省略いたします。

3、審査の結果。審査に付された各健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載し

た書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

以下、省略させていただきます。

次に、4ページをお開き願います。

平成23年度決算に基づく資金不足審査意見。

1、審査の概要。この審査は、町長から提出された企業会計に係る特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2の審査の期間は、割愛させていただきます。

3、審査の結果。審査に付された各資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

以下、省略させていただきます。以上です。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 資金不足比率審査意見書ということで、いずれも不足していないとそういうことで大変、報告を受けました。

ちょっと質問したいことは、この監査委員が出しております各種会計歳出決算、この状況のところにあります2ページのところに、下水道事業のところにかかなりの、町債として20億円が残高として残っております。現在、志津川地区の下水道事業は……。

○議長（後藤清喜君） 10番、それではなくて、ただいま総務課長と……。

○10番（大瀧りう子君） わかりました。じゃあ、後にします。

いや、健全化のところで下水道事業が出てきましたので、私、今それを質問したかったんです。後にします。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第5号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

次に、報告第6号の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより報告第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり受理されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 認定第 1号 平成23年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第 2号 平成23年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第 3号 平成23年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第 4号 平成23年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第 5号 平成23年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第 6号 平成23年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第 7号 平成23年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第 8号 平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

日程第18 認定第9号 平成23年度南三陸町水道事業会計決算の認定について

日程第19 認定第10号 平成23年度南三陸町病院事業会計決算の認定について

日程第20 認定第11号 平成23年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

○議長（後藤清喜君） 日程第10、認定第1号平成23年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第20、認定第11号平成23年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてまで、以上本11案は関連がありますので、一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本11案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本11案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました認定第1号平成23年度南三陸町一般会計歳入歳出決算から、認定第11号平成23年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算までの全11会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、会計管理者並びに水道企業出納員及び病院企業出納員からそれぞれ関係書類の提出があり、本町監査委員の審査に付しましたので、別冊の平成23年度南三陸町各種会計歳入歳出決算書及び基金の運用状況審査意見書を添えて、決算の認定を求めるために提案をいたしました次第であります。

まず認定第1号の南三陸町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

平成23年度一般会計は、歳入総額270億1,123万3,923円、歳出総額233億1,023万3,177円で決算いたしました。歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額は37億100万746円で、このうちさきに報告、承認をいただきました繰越明許費繰越額4億6,370万8,400円と、事故繰越額1,035万3,000円を翌年度に繰り越すべき財源として除いた実質収支額は32億2,693万9,346円の黒字決算となりました。なお、そのうち16億2,002万円を決算処分として財政調整基金に積み立て、残りの16億693万9,346円を平成24年度へ繰り越しをいたしております。

私は、平成23年度の施政方針及び予算概要におきまして、安全で安心なまちづくりの推進、集いとにぎわいのあるまちづくり、みんなで支え合う健康のまちづくり、環境と調和したまちづくり、知性と豊かな心育むまちづくり、参加と協働が活発なまちづくり、戦略的な地域経済の展開、行政改革の続行の8点を重点事項に掲げ、光る、輝く南三陸町を実現するため山積する行政課題に積極的に取り組み、町民生活の充実と地域社会の発展に邁進する旨を表明いたし、慎重かつ丁寧なご審議をいただき、平成23年度予算のご決定を賜りました。

しかしながら、本町は3月定例議会が閉会しようとするまさにその時、立ってられないほどの激震とそれに続く巨大津波によるあの忌まわしい東日本大震災に襲われました。このことにより、可決成立いたしました平成23年度当初予算は、執行を待つことなく、根底からの見直しを迫られたことはいうまでもなく、またその見直しは長期的な展望に立つことが難しく、その時々において復旧・復興を最優先として進めるための予算となることを余儀なくされました。被害の甚大さに、復旧・復興に向けた取り組みに際し相当の財源不足が懸念されましたが、国の第4次に至る補正予算に盛り込まれた震災復興特別交付税などの財源支援により、本町におきましても実に16回の補正予算を編成の上、一時的な災害復旧事業等を実施いたし、結果といたしまして平常時の約3倍にも及ぶ、これまでにない決算となったところであります。

それでは、平成23年度決算概要について総括的な説明を順次申し上げさせていただきますが、決算における具体的な事業等への取り組み内容につきましては、別冊の平成23年度歳入歳出決算付表に記載をいたしておりますので、そちらをご参照賜りたいと存じます。

初めに、被災者への支援についてであります。

東日本大震災は、本町に壊滅的被害を及ぼし、幸いにも命を繋いだ町民も衣食住のすべてを失いました。こうした被災者への緊急的な支援は、焦眉の急であったため即座に避難所を開設し、1次避難所については昨年8月30日まで、福祉避難所については9月13日まで、2次避難所については10月20日まで町内59カ所、町外44カ所において開設し、被災者の生活維持を図るとともに、食料・飲料水や救援物資の提供を行いました。また、5月13日までの間については、町内10カ所と登米市に設置した2カ所の避難所に救護班を設置し、医療の確保も行いました。さらに、被災住民にとって当面の住居となる応急仮設住宅の設置に着手し、8月31日までに町内に52カ所1,709戸、登米市に6カ所486戸を整備いたしました。また、応急仮設住宅及び民間賃貸住宅にお住まいとなった被災住民のサポートを行うため、国の地域支え合いづくり体制事業を活用し、被災者生活支援センターの設置・運営を図ったほか、仮設

住宅集会所、談話室への備品等の整備も行っております。こうした取り組みは、今後とも継続して実施し、被災した町民皆様が少しでも生活の不自由を取り除けるように努めてまいります。

なお、発災以来、幸いにも被災を免れた地域の方を初め、国内外の大勢の方々から物心両面にわたり、言葉では言い尽くせないほどのご支援を賜りました。ここに、改めて衷心より厚く御礼申し上げるものであります。

次に、生活基盤の回復についてであります。

巨大津波により、本町の市街地及び沿岸部は大量の瓦れきで埋め尽くされました。この瓦れきを取り除かない限り、生活の回復はあり得ないことから、人命捜索を最優先に瓦れきの撤去処理を進め、一時仮置き場への集積とともに可能なものから随時処分を行い、さらに宮城県に事務委託を行った上で地域の皆様のご理解のもと、戸倉地域に2次処分場の整備を進めました。なお、この2次処分場につきましては、本年4月より処理業務を開始しているところであります。

道路につきましては、瓦れき等を取り除き、応急的な通行の再開を図るとともに、災害復旧工事により町道17路線の復旧を行いました。

水道につきましては、管路の確認と応急復旧を進めるとともに、津波により海水が流入した水源の回復を行い、9月1日より飲料水としての給水を再開いたしました。

また、震災により地域公共交通の中核を担っておりましたJR気仙沼線及び町民バスが運休を余儀なくされたことから、仮設住宅、仮設診療所、役場仮庁舎等を結ぶ災害臨時バスを無料運行し、移動手段の確保を行っております。

次に、産業基盤の回復についてであります。

東日本大震災により、沿岸部の農地はもとより、これまで着実に生産基盤を拡大してきた園芸作物や畜産の生産施設、機械等が流失し、農業生産基盤に大きな打撃を与えました。このため、東日本大震災農業再生対策交付金を活用し、南三陸農業協同組合が事業主体となって、農家の生産基盤を確保するため共同利用施設、農業機械、営農用資機材の導入が行われました。また、被災農家の営農再開のため、町内3カ所において耕作放棄地の再生を兼ねた被災農地の代替地整備を行いました。

水産業に関しましては、水揚げの基地となるすべての漁港が被災し、大多数の漁船や漁具も破損、流失するなど、まさに壊滅的被害を受けました。水産業は本町の基幹産業であり、早急な復旧が不可欠でありましたことから、志津川漁港を初め町内各漁港の応急復旧に着手す

るとともに、公益財団法人ヤマト福祉財団等の支援金を活用し南三陸町地方卸売市場の仮復旧を急いだほか、漁業協同組合等が行う漁船や水産施設等の復旧の支援を行いました。このような取り組みにより、ワカメの水揚げが再開され、市場でも高い評価を得ることができました。また、南三陸町地方卸売市場の水揚げの5割を占めるシロザケについて、町内に3カ所あったふ化場がすべて被災し放流が危ぶまれる状況であったことから、水尻川沿いの町営サケ・マス第二ふ化場の緊急復旧を行い、例年の半数程度ではあるもののシロザケのふ化放流を行うことができました。震災の爪痕が残る中、シロザケが回帰し、南三陸町地方卸売市場の取り扱いが6億7,000万円、前年比87%となったことは復興に向けた明るい兆しとなりました。

商工業及び雇用対策に関しましては、独立行政法人中小企業基盤機構と協力し、被災事業者の早期事業再開を支援するため、町内11カ所に57事業所の仮設工場、店舗等を建設したほか、商工会と連携し、さんさん商店街や歌津復興商店会あるいは南三陸復興市等、民間ベースによる復興への取り組みの支援を行いました。

また、雇用対策につきましては、昨年7月1日から無料職業紹介所を再開し、求人・求職の紹介・あっせんを行ったほか、緊急雇用対策として延べ459人の雇用の創出を行いました。

観光振興に関しましては、被災地における防災学習や学びをテーマとした南三陸学びのプログラムや語り部ガイドなどの展開を支援し、情報発信と交流促進に努めました。このような取り組みが評価され、昨年地域づくり総務大臣表彰ではえある大賞を受賞できたことは、復興へ向けた大きな励みとなりました。産業基盤に対する傷跡は深く、その復興は一朝一夕にはなし得るものではありませんが、継続的かつ懸命な支援により産業基盤の着実な再生を図ってまいります。

次に、教育・福祉の再生についてであります。

まず、町立学校につきましては、震災により8小中学校すべてが被災いたしましたが、比較的被害が少なかった5校については応急復旧を行い、施設が全壊等により使用できなくなった3校のうち、戸倉小学校と戸倉中学校については登米市に区域外設置を行い、名足小学校については伊里前小学校に併設を行うことにより、5月10日からすべての町立学校を再開いたしました。また、通学手段と安全確保のため、町立学校のすべてにスクールバスの運行を行ったほか、従前からの就学援助に加え、東日本大震災により被災し経済的事由により就学が困難になった児童生徒の保護者に対して就学援助を行いました。さらに、国内外からの支援を積極的に活用し、学用品の充足、教材等の整備、児童生徒の心のケアに取り組んだとこ

ろであります。

社会教育分野では、これからの復興を担うであろう青少年を対象とした事業を中心に、芸術や文化に親しむ事業や、友好町との交流事業を展開いたしました。また、町民の学習活動の拠点である図書館について、国内外からの支援をもとに10月5日よりベイサイドアリーナ脇に仮設図書館を設置し、9,700冊に及ぶ蔵書をそろえ、図書館活動を再開したところであります。

福祉については、民間事業者等と連携し、被災時であっても必要な福祉サービスが途切れることのないようサービスの確保に努めるとともに、仮設住宅等における生活環境の変化から発生する生活不活発病に陥らないよう予防と啓発に努めました。

また、町立保育所については、戸倉保育所と荒戸保育園が全壊し、志津川保育所及び伊里前保育所が一部被害を受けましたことから、志津川、伊里前了保育所を復旧するとともに、戸倉保育所及び荒戸保育園については志津川保育所に集約し、6月10日から保育を再開いたしました。なお、23年度の保育料については、震災の被害が甚大であることからすべて無料としたところであります。

次に、震災犠牲者への哀悼についてであります。

本町では、東日本大震災及びその関連により825の方が死亡、または行方不明となっております。こうした死亡または行方不明となってしまった方のご遺族の申し出等により、支給環境の整った方に対し、災害弔慰金を支給いたしました。

また、大震災から半年となった昨年9月には東日本大震災犠牲者南三陸町慰霊祭を、発災から1年となった本年3月11日には東日本大震災犠牲者南三陸町追悼式をそれぞれ挙行し、震災の犠牲となられた方々へ哀悼の誠を捧げました。ここに改めて犠牲者の方へ思いをはせ、ご遺族の皆様にお悔やみを申し上げるものであります。

次に、支援の受け入れと復興への道筋についてであります。

本町では、東日本大震災により国内外から多くの支援をいただきました。一端を申し上げますと、発災直後の救急隊や自衛隊の支援活動に始まり、救援物資の提供や累計で6万人を超えるボランティアの皆様、年度末時点で7億4,500万円に上る義援金や、同じく年度末時点で2億8,600万円に上る寄附金等、数えきれぬほどの支援がありました。ここに改めてご支援をお寄せいただいた皆様に、心からの御礼を申し上げるものであります。これから、私たちはこうした南三陸頑張り支援を寄せいただいた方々のお気持ちに応えるためにも、笑顔があふれる新しい南三陸町をつくっていかねばなりません。

その第一歩となるのが、復興計画の策定でありました。この復興計画は、昨年12月に決定をいたしました。6月に有識者からなる震災復興計画策定会議を立ち上げたのに続き、復興に寄せる町民の思いを反映すべく震災復興町民会議を立ち上げ、提言という形で意見をいただいたほか、避難所を含め町内外各地で住民との意見交換を実施いたしました。また、復興の大きな柱である「なりわいの場所はさまざまであっても、住まいは高台へ」との考え方について住民の合意形成を行うべく、計画策定に引き続き高台移転に係る住民説明会や懇談会を断続的に開催し、準備の整った地域から防災集団移転促進事業の事業計画の策定に着手いたしました。こうした取り組みは、今後ともそのスピードを上げながら、住民が主体となった復興に向けてその道筋を示してまいります。

次に、行政機能の回復についてであります。

東日本大震災により多くの公共施設が流失しましたが、中でも行政機能の核である役場庁舎及び歌津総合支所が流失したことは、大変大きな痛手となりました。役場については、スポーツ交流村内のテニスコートにプレハブを設置し仮設庁舎として、また歌津総合支所については平成の森の一面を使い各種システム等の復旧を急ぎ、行政サービスの再開を行いました。また、行政サービス再開に当たり、全国各地の自治体から多くの人的協力をいただきました。その数は、長期・短期を合わせ85団体、約2,700人に及んでおります。こうした全国の自治体の支援に対しましても、改めて御礼を申し上げます。

さらに、直接の行政機能ということではありませんが、町民の生命を守る公立志津川病院につきましても、4月からベイサイドアリーナ駐車場内にイスラエル医療団の施設を引き継ぎ、南三陸診療所として診療を再開したほか、入院機能につきましても登米市の協力を得て、旧米山病院を借用する形で志津川病院の再開を行いました。

なお、役場仮庁舎及び歌津総合支所仮庁舎につきましても国庫補助等により、南三陸診療所につきましても日本赤十字社の支援により、それぞれ年度内に一定程度の機能を備えた施設を新築したところであり、当面はこれらの施設を核として復興に邁進する所存であります。

総括の最後となりますが、突然想像を絶する災害に見舞われ、家族を、友を、財産を失い、失意と不安に押しつぶされてもおかしくない、そんな中であっても支え合い、励まし合い、混乱期を生き抜き、不眠不休ともいえる過酷な災害復旧に取り組みつづけたすべての町民の皆様に対して改めて深甚なる敬意と感謝を申し上げますとともに、そのような町民に囲まれていることを誇りとして、今後とも迅速なる復興に向け、全身全霊を傾けてまいりたいと考えております。

続きまして、認定第2号平成23年度南三陸町国民健康保険特別会計から、認定第11号平成23年度訪問看護ステーション事業会計までの会計についてであります。特別会計ごとの決算概要につきましては追って会計管理者からご説明申し上げますが、私からは水道事業及び病院事業会計決算の概要についてご説明いたします。

まず、認定第9号平成23年度水道事業会計決算についてであります。

水道事業につきましては、東日本大震災による施設被害の応急復旧を急務として進めましたが、被害が甚大であったことから全戸への通水が完了するまで半年を要する事態となり、事業経営においても大きな影響を及ぼす結果となりました。

収益的収支につきましては、総収益が1億3,840万2,762円、総費用が3億2,419万6,740円で、差し引き1億8,579万3,978円の純損失が生じております。次に、資本的収支の状況についてであります。収入総額は10億7,914万5,000円、支出総額は12億3,935万638円となっており、支出に対して不足する収入額の1億6,020万5,638円は消費税、資本的収支調整額、損益勘定留保資金、減債積立金等の補填財源で措置いたしております。

今後につきましては、高台移転、商業施設の新設など施設需要を見きわめながら復旧事業を進めてまいります。非常に厳しい経営状況が見込まれることから、復興計画に基づいた施設の再編と災害に強い事業経営の展開に努めてまいります。

次に、認定第10号平成23年度病院事業会計決算についてご説明いたします。

病院事業会計につきましては、東日本大震災により病院運営の停止を余儀なくされたこと、再開後におきましても仮設診療所での外来診療と、大幅に病床数が減少した入院施設との重複経営など特殊要因が重なり、経常利益を確保することができない決算となりました。

収益的収支におきましては、病院事業収益が9億4,849万4,572円、病院事業費用が10億7,527万6,141円という状況であり、結果として1億2,678万1,569円の純損失が生じております。次に、資本的収入につきましては、病院事業資本的収入が一般会計からの出資金並びに日本赤十字社などからの支援金を合わせて6億9,480万6,718円、病院事業資本的支出につきましては、仮設診療所の建設、医療機器の整備を実施するとともに、企業債償還を実施したことから6億9,480万6,655円でありました。

病院経営におきましても、今後の経営は非常に厳しい見通しとなっておりますが、地域医療を支える基幹病院としての機能回復を図るため、新たな施設整備に向けた取り組みにも着手いたしましたことから、早期実現と一層の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上、平成23年度における決算概要を申し上げます。各会計の細部につ

きましては質疑の中でお答えをいたしたいと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 次に、監査委員より決算審査報告を求めます。

職員をして、各種会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書を朗読させます。

なお、あらかじめ各種会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見書を配付しておりますので、朗読は提出分と結びといたします。事務局。

○事務局長（阿部敏克君） それでは、別冊の歳入決算及び基金の運用状況審査意見書をお開き願いたいと思います。

南三監第30号、平成24年8月31日、南三陸町長、佐藤 仁殿。

南三陸町監査委員、首藤勝助。

南三陸町監査委員、三浦清人。

平成23年度南三陸町各種会計決算及び基金運用状況の審査意見について。

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成23年度南三陸町各種会計決算及び基金の運用状況をしたので、次のとおり意見を提出する。

それでは、最後のページ、24ページをお開き願います。

結び。

平成23年度南三陸町各種会計決算の審査に当たっては、計数が正確であるか、会計処理が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に審査を実施した。また、基金運用状況については各基金が設置目的に従って適正かつ効率的に運用されているかを主眼として審査を実施したところである。

なお、以下途中は割愛させていただきまして、下から4行目から朗読いたします。

本町では、震災復興計画に基づく事業を着実に推進していくため、財源の確保に努めるとともに行財政の改善が求められる。また、被災した住民の生活支援など住民ニーズへの的確な対応を基本として、重点的に施策を実施していくことが必要である。早期に復興がされ、住民福祉の向上が図られることを望むものである。以上です。

○議長（後藤清喜君） 監査委員の補足説明がありましたら、説明を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（首藤勝助君） 町長から審査に付されました平成23年度南三陸町各種会計決算及び基金の運用状況の審査に当たりましては、計数の正確性及び予算の執行状況等につきまして慎重に審査を実施いたしましたところでございます。

審査結果等につきましては、お手元の意見書に記載のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） これより総括的な質疑に入ります。

なお、監査委員に対する質疑も含むものといたします。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） ただいま、町長の各種会計決算概要説明に対する総括質問ということで、質問させていただきたいと思います。

昨年は、未曾有の大震災によって23年度の予算執行はすることなく、この1年は復旧に向けての事業展開であったと思います。町長概要説明では、初めに全国から寄せられた甚大な支援に感謝の言葉が述べられております。町民は、この支援によって生き延びたといっても過言ではなかったかと私も思っております。この中には述べられていませんでしたが、この間、職員は被災を受けながら、書類も残っていない中で、5月末には第1回目の義援金がどこよりも早く支給したことであります。このことに対して、私は職員の頑張りに敬意を表したいと思っております。

さて、被災から1年半、不自由な生活の中でも生活のサイクルができてつあります。しかしながら、なかなか見えてこない復興に町民は不安と焦りをあらわしております。きめ細かな説明が、最も必要とされるときではないでしょうか。今後、町民への周知はどのように考えていくか伺いたいと思います。

次に、教育・福祉の再生について伺います。

この1年、子供たちへ全国から物心両面の支援がありました。特に、芸術や文化に触れる機会が多くあったと聞いています。しかし、家族を亡くし、家を失い、直接津波の悲惨な経験をした子供たちがいます。子供たちの心の中にどのような変化があらわれているか、ケアが必要な児童生徒はいないのか、その辺のことを伺っていきたいと思います。

また、次に特別会計の中から水道事業会計のところでも伺いたいと思います。

甚大な被害を受けて、水道事業は厳しい決算であります。今後、高台移転や商業施設の需要が見込まれる中で、新しい水源の確保が必要と考えますが、その需要と供給に見合った水源の確保、どのような状態になっているか伺いたいと思います。

住民が高台に移転するために、今までと違ったポンプアップなどの施設が必要ではないかとそんなふうに考えますが、その辺の具体的な方針を聞きたいと思っております。厳しい経営の中で、今後住民にこの負担を転嫁することがないかその辺が心配されますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私の答弁の部分と、それからあと教育長、それからあとは補足部分で担当の課長あるいは所長のほうから答弁させたいと思いますが、特に1点目でございます。

大変、今ご指摘のように、町民の皆さん、なかなか前が見えないという状況の中で、今、日々をお過ごしのこととございまして、そういった意味におきましては我々もしっかりと情報を提供しなければならないというふうに思っております、これまでもそういった情報につきましては、でき得る限りの情報を提供してまいったというふうに思っておりますし、また復興計画あるいはこれからの高台移転等々の問題につきましても、各地域に担当課中心になって出向いてまいりまして、何十回となく町民の皆様方に、町のこれからの方向性ということについては丁寧にご説明をしてきたというふうに思っております。

しかしながら、なかなか町外にお住まいの方々にとっては、やっぱり役場から離れている、町から離れているということがございまして、やっぱりどうしても疎外感を感じると、そういうふうな思いを抱いている方も結構いらっしゃるというふうにお聞きをいたしております。そういった方々に、タブレット型のそういった情報を送る機械も設置をさせていただきます、少しでも町とつながっているとそういう思いを町民の皆さんに持っていただけるような、そういう政策をこれまでも展開してまいりましたが、これからも我々といたしましてそういった方々に対しての情報提供ということについては、意を用いながらやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、水道の関係でございますが、ご指摘のとおり、大変な、今回の震災で半年が水道を使えなかったという状況がございました。水源の問題等々もいろいろ議会でもご指摘をいただきまして、水源の探査ということについては、水道事業所の方でこれまでやってまいりましたので、その辺につきましては水道事業所の所長のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 震災における子供たちの心の変化についてお答えしたいと思います。

震災後、1年半経過しました。子供たちの表面的な様子については、特に大きな変化はないんですけれども、時々学校に行って子供の様子を見ますと、一見静かに落ちついているように見えるんですけれども、時々急に動き出すというかそういう子供たちも見えております。

それから、子供たちの震災における心の変化から来る生徒指導上の問題というのは、特に大きな問題はございません。ただ、1人1人の子供たちの心のケアについては、各学校に配置されておりますスクールカウンセラーだとか、あとは学級担任等が日常の様子を見て、その

都度対応するようしております。このことについては、校長会等でも毎回私のほうから指示をしております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ただいま、総括質疑ということで、あくまでも町長に対する質疑といえますか、総括的な。教育長とか担当課長という、これはもう予算の審査の中でやる事項でありますので、その辺も、質問する側も総括質疑という意味をよく理解して質問していただきたい。議長のほうからもその辺のところの取り計らい、よろしく願います。

○議長（後藤清喜君） 今回、上下水道所長に答弁いただきまして、今後は町長が答えるようにひとつよろしく願います。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（三浦源一郎君） 一つ目の水源の確保でございますが、現在4カ所水源の調査をしております。それで、非常に有望な状態ではありますけれども、まだまだ調査がこれからもありますのではっきりとしたことは申し上げませんが、今現在やっているところは非常に有望な箇所でございます。水源としては問題ないのかなというふうに考えております。

それから、住民への負担の関係がふえるのではないのかということでございますが、非常に厳しい状態ではありますけれども、なるべく今の段階では住民へ転嫁するということはちょっと難しいというふうに考えておまして、一般会計からの繰り入れ等をお願いするような考えでおります。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） ありがとうございます。

私、町長の総括の中でいろいろ感じたことを町長に質問しておりますので、その中でいろいろ答えていただいたので、本当にありがたいと思っております。

私、町民への周知ということで今いろいろなされていることは、私も承知しております。特に、みなし仮設で町外へ出た方たちのやっぱり情報がないとそういうことで、大変いろいろ聞かれますので、これはタブレット型のこれが出てきたので、非常に助かっているという意見も聞かれましたので、ぜひこういう取り組みを積極的に今からも続けていってほしいなと思っております。

教育について、本当に子供たちが今どういう悲惨な状況になっているかということを私もずっといろいろ聞いております。先日、まだ就学前の子供のことを聞かされました。非常にこういう悲惨な状況になってから、本当に今まで考えられなかったような暴言を吐いたり、い

ろいろなことをすると。今は、かわいがってくれていた祖父母が亡くなったことによるのかなとその家族は言っていました。子供たちの心の痛手というのは、本当に大変な状況になっているなど思っております。

今、教育長の説明ですと、各学校でいろいろ手を尽くしながらやっていると。校長会でもそういう皆さんの状況をやっていると、そういうお話しでした。一番身近な教師が、子供たちの変化をいち早くキャッチすると思います。先生方も大変忙しいとは思いますが、心のケアが必要な事例もあると聞いておりますので、先生方に対する心のケアですね、も必要だと考えておりますので、その辺も含みなく教育委員会としてはやってほしいなど思っております。

先日、県で募集したスクールソーシャルワーカーが、小学校にそれが配置されていないということをごちゃっと聞いておりますが、担当者にお話ししているんですが、その後それも改善されたのかなと思ながら質問であります。

また、水道事業については、今、大変これも水源が本当に大丈夫なのかということもあります。今、本当に毎日毎日暑い日で、水の供給がきちっとできるのかなというところも考えるときに、水源の確保ということも含めて、私はどうなのかなということをご質問しているわけでありまして。

今、担当者が、住民への負担はなかなか、転嫁することがないように頑張るというお話しでしたので、ぜひその辺でやってほしいなど思っております。以上です。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、しっかり情報をとということでございますので、これからはしっかりやっていきたいというふうに思いますが、多分ご承知だと思いますが、今みなし仮設、アパートにお入りになっている方々、北海道から沖縄までたしか32の都道府県だと思います。そういうふうに、今、全国に私どもの町民の皆さん、散らばっております。一日も早くという思いは、もちろん我々も持ちながら復旧・復興に当たっているわけでございますが、ご案内のとおり高台移転、防災集団移転事業につきましても、これからがいよいよ正念場という場面を迎えます。したがって、まだ時間が少々必要だという状況でございますが、いずれそういった方々の思いを南三陸、ふるさとの町に引き止めるように、我々としてもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほど冒頭のところで、大瀧議員から職員が頑張って5月末に県内で一番最初に義援金を配っていただいたと、職員の労をねぎらっていただきましたことを感謝申し上げたいというふうに思います。

それから、水道の水源の関係でございますが、基本的には雨期、それから渇水期にその水源が十分に活用するかということについて引き続き調査はしたいというふうに思いますが、いづれ所長お話ししましたように、有望な水源が見つかったということで、その辺は今後着々と進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 教師の心のケアの件でございますけれども、これは研修会を実施しております。

それから、ソーシャルワーカーの件ですけれども、現在当町ではまだ配置しておりません。ただ、今後の福祉事業との連携もありますので、今後県と相談の上、各学校にそれぞれ配置するというのはちょっと無理かもしれませんので、拠点校などを決めまして、今後検討していきたいなと思っております。以上です。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 本当に、一日も早い復興を願っている町民にとっては、本当にこの町の皆さんというか、私たちの頑張りというか、そういうものが望まれておりますので、町民が納得するような形でぜひ復興を目指してほしいなと思っております。

水道事業については、具体的には、またそのうち質問をさせていただきます。

心のケアということで、子供たちもそうなんですが、教師の心のケアということで、大分ほかのところでも事例を私は知っていますので、ぜひこの辺も含めて教育委員会としては目配りというか、そういうものをきちっとしてほしいなと思っております。

スクールソーシャルワーカーについては、福祉事業との関連ということなので、ぜひこれも活用しながら生徒に、子供たちに活用できるように努力してほしいなと思っております。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。

ここで暫時休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前1 1時55分 休憩

午後 1時08分 開議

○議長（後藤清喜君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

総括的質疑を続行いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤清喜君）　ございませんか。ないようでありますので、これをもって総括的質疑を終わります。

お諮りいたします。本11案については議長を除く全員で構成する平成23年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君）　ご異議なしと認めます。よって、本11案については議長を除く全員で構成する平成23年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

○議長（後藤清喜君）　暫時休憩をいたします。ここで、委員会条例第9条の規定により平成23年度決算審査特別委員会を開催いたしますので、議員の皆様は議員控え室へお集まりいただきます。再開は1時40分。

午後1時09分　休憩

午後1時38分　開議

○議長（後藤清喜君）　再開いたします。

ここでご報告を申し上げます。

ただいま開催されました平成23年度決算審査特別委員会において、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果について議長へ報告がありました。

委員長に山内孝樹君、副委員長に星　喜美男君が選任されましたので、報告いたします。よろしく願いいたします。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、平成23年度決算審査特別委員会の終了後、本会議を開き、本日の議事を継続することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君）　ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、平成23年度決算審査特別委員会の終了後、本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後1時40分　延会